

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 11 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380015

研究課題名(和文)近代イングランドにおける刑事裁判の専門化と法律専門家の役割

研究課題名(英文)The specialization and the role of lawyers in the criminal justice in England in 19th century.

研究代表者

小室 輝久 (KOMURO, TERUHISA)

明治大学・法学部・准教授

研究者番号：00261537

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本件研究では、19世紀のイングランド・ロンドンにおける治安判事の下僚である書記の役割を明らかにするために、関係する史料の調査、分析、検討を行った。イングランドでは、非法律専門家である治安判事と法律専門家である書記の組み合わせによる裁判と、書記の裁判への積極的な関与が中世から現代に至るまでの各地方の刑事裁判における特徴の一つであるが、治安判事が法律専門家により任命される場合には、これとは異なり書記は裁判に積極的に関与せず、書記の役割が文書の作成と管理に限られることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research focused on the roles of the clerks of the peace, who served under the justice of the peace in the nineteenth century London, England through the legal documents and records. In England it is one of the features of the criminal justice at the magistrates' court that it has been done by the justice of the peace, who is not a lawyer, and the clerk of the peace (or justices' clerk) who has legal qualifications from the Middle Ages to the present age, and that the clerk of the peace did an active role. However this research shows the role of the clerk of the peace was limited to make and keep the legal documents when the magistrates were appointed from the lawyers.

研究分野：西洋法制史

キーワード：治安判事裁判所書記 治安判事 イングランド

## 1. 研究開始当初の背景

近年、国内外において、イングランドの刑事裁判に関する歴史学研究が進んでいる。しかし本件研究が対象とする 19 世紀イングランドの治安判事について、その特質及び意義を解明しようとする研究はようやく緒に就いたばかりであり、治安判事制のもとでの裁判官と書記との関係に関する考察は、管見の限りでは見られなかった。

英米歴史学界・法史学界において、イングランドにおける犯罪に関する実態研究は、主に社会史の観点から積み重ねられており、これによってイングランド各地方の犯罪事情と、それに関連する刑事裁判手続の一端が解明されている。しかしこれらの研究では、刑事裁判における裁判官と書記の関係およびそのそれぞれの裁判への関与の程度及び態様などは明らかにされていなかった。

本件研究代表者は、これまでの研究成果を通して、18 世紀イングランドの地方の刑事および民事の紛争解決において、法律専門家ではない裁判官（治安判事）が、裁量的な権限を積極的に行使して紛争解決を行っていたこと、また治安判事を補佐する法律家が、治安判事に関する助言を行う例があることを明らかにした。他方で、現在の治安判事裁判所でも、一般市民から選任されている治安判事が裁判官を務める一方で、法律問題に関しては法律専門家である書記（補佐官）に依拠する関係となっている。

本件研究の着想に至った背景には、イングランドの裁判におけるこうした法律専門家と非法律専門家の関係の諸相を踏まえて、現代刑事法の特徴の一つであるとされる裁判（官）の専門化がイングランドの治安判事裁判所においていつ頃、どのような理由から、いかなる程度で生じたのか、また、18 世紀までは名望家として強大な権限と影響力を有していた非法律専門家による治安判事制は、その後どのように変容したのか、という問題関心がある。

## 2. 研究の目的

本件研究の目的は、産業化・工業化が進む 19 世紀のイングランドにおける、治安判事のもとでの刑事裁判記録を分析することによって、刑事裁判への書記（法律専門家）の関与の態様および程度を明らかにすることである。

イングランドにおける治安判事は、中世以来、名望家として各地方の行政および刑事司法を担ってきた。治安判事は 19 世紀末以降は純粋な司法機関となり、現在に至るまで地方の第一審の刑事裁判所として活動し続けている。治安判事職は、中世から今日まで、（後述する有給治安判事 / 警察治安判事を除いて）非法律専門家によって担われており、このことがイングランド刑事司法の大きな特徴の一つであるとされている。

他方で治安判事の職務は、中世以来常に法

律専門家である書記によって補佐されているが、各時代における書記による裁判への関与の程度および態様は、先行研究では明らかにされていない。本件研究では、19 世紀の治安判事裁判所の書記が、治安判事との関係で、裁判に関与していた程度と態様を、史料上可能な限りで解明しようとするものである。

## 3. 研究の方法

本件研究目的を達成するための研究の方法は、次の 2 点に大別される。第 1 は、19 世紀イングランドの刑事裁判における、裁判官と書記の関係およびそのそれぞれの裁判への関与の程度及び態様を、イングランド国内の公文書館に収蔵されている刑事裁判記録等を通して明らかにすることである。第 2 の課題は、当該時期のイングランドの治安判事裁判所における書記の裁判への関与の態様および程度を、中・近世イングランド、および現代イングランドの刑事裁判のそれと対比しつつ類型化し、その特質を明らかにすることである。第 1 の課題に対しては、英国内の公文書館における裁判史料を実地に調査し、解読・分析することが主な研究方法となり、第 2 の課題に対しては、19 世紀の治安判事裁判所における書記の裁判への関与の仕方の特徴を史料から読み取り、それを説明する枠組みを理論的に構築することが主な研究方法となる。

## 4. 研究成果

(1) 19 世紀のイングランド・ロンドンにおける治安判事の書記の役割と、法律専門家・非法律専門家の関係

本件研究では、19 世紀のイングランド・ロンドンにおける、治安判事の下僚である書記の役割を明らかにするために、ロンドン首都地域の行政・裁判史料を所蔵するロンドン首都公文書館において、関係する史料の調査を行うとともに、分析、検討を行った。

その結果、ロンドン首都地域では、1839 年以降に警察治安判事と呼ばれる有給の法律専門家が治安判事に任命されるようになったことと関連して、治安判事裁判所と四季裁判所における書記の役割は、文字どおり文書を作成し管理する職務が中心になったとみられる。

すなわち、18 世紀から現在に至るイングランドの治安判事裁判所の刑事裁判において、裁判官（治安判事）が非法律家である場合に、公的または私的に任用される法律専門家の書記官または補佐（官）が、裁判官の補佐をするが、19 世紀のイングランド・ロンドン首都地域において、法律専門家が裁判官（治安判事）に任用されている場合には、書記官または補佐（官）が裁判手続に具体的に関与している例は確認されず、他方で書記官が定型的な業務を処理している状況が確認された。

このことから、治安判事裁判所における書記官または補佐（官）の積極的な関与は、裁

判官（治安判事）が非法律家であることを前提にしていると考えられる。

加えて、イングランドの治安判事裁判所では、19世紀以降現在に至るまで、一般市民による非法律専門家の裁判官と法律専門家の書記の組み合わせと、法律専門家の裁判官と法律専門家の書記の組み合わせという、2種類の組み合わせが並存している。さらに、上位の刑事裁判所である刑事法院を含めると、法律専門家の裁判官と一般市民による陪審員と法律専門家の書記の組み合わせを含めた、3種類の組み合わせがある。

このことから、イングランドの刑事裁判を史的に捉えると、法律専門家と非法律専門家の裁判への関与の仕方は、非法律専門家による裁判から法律家による裁判への移行という単線型の裁判の専門化とはなっておらず、一般市民が裁判に関与する必要性と妥当性に依拠して、複数の制度を並存させる、複線型の司法制度の設計がされているということが出来る。

#### (2)治安判事裁判所書記官と治安判事補佐官

19世紀以前のイングランドにおける治安判事による裁判と行政は、マックス・ウェーバーによって「名望家行政」の典型例として挙げられている。イングランドにおける治安判事は、一定額以上の地代収入の資格を有し、騎士的な生活を送っている土地所有者の層から、任意の数の地方的名望家が選出され、彼らに一群の警察的・刑事裁判官の権限を付与したものであった。治安判事の職は事実上無給であったため、その結果として活動的な実業家や職業法律家は排除され、治安判事職は、地代収入に依拠する土地所有者によって専有されるようになったとされる。

他方で治安判事は、14世紀の中葉から治安判事記録保持者と呼ばれる者を治安判事の間で互選し、さらに治安判事記録保持者が実際の書類の保管者である治安判事裁判所書記官(Clerk of the Peace)を任命した。治安判事裁判所書記官は、14世紀から1855年までの間、1日2シリングの固定給が制定法により定められており、この額は19世紀においては少額であったが、他方で、治安判事裁判所書記官は、訴訟当事者から得る手数料に収入の多くを依拠していた。治安判事裁判所書記官の記録のなかには、得られた手数料を一覧にしたものがある。19世紀前半には書記官の手数を定額の給与に置き換えようとする試みがあり、19世紀末には全ての書記官の俸給が給与制となった。治安判事書記官は、任用に際して法律専門職の資格を有することは要件とされていなかった。

他方で、治安判事は、その司法官としての職務を遂行するために、法律問題に関して助言する者を（当初は）私的に任用していた。これらの者は治安判事の補佐官または治安判事書記(justices' clerk, magistrates' clerk)と呼ばれた。治安判事の補佐官の給与は元々は治安判事自身により支払われてい

たが、後には訴訟当事者が支払う手数料のなかから支払われた。1851年には、治安判事の補佐官に関して、制定法により公的資金から給与が支払われることとされるようになった。1877年の法律は、治安判事の補佐官として任用される者につき下記の要件を定めた。すなわち、法廷弁護士の資格を14年以上保持する者、最高法院に所属する事務弁護士、または警察治安判事・有給治安判事・首都警察裁判所・ロンドン市警察裁判所のいずれかの書記として7年以上従事した者、または治安判事の意見により任用を適当と判断される特別の場合には、治安判事補佐官またはその助手として14年以上勤務した者を、任用することができる。

#### (3)19世紀中葉の警察治安判事裁判所における実務

ロンドン首都公文書館所蔵の関係史料のうち、請求番号MSJ/CYは、警察治安判事裁判所から治安判事裁判所書記に送付された有罪決定の記録である。浮浪者その他の犯罪者に関する記録も含まれるが、大半は少年犯罪者に関する記録である。これらのうち、1848年のロンドン・マールバラ・ストリート警察治安判事裁判所の記録の例は、次の通りである。

「以下の事項を記録する。西暦1847年12月13日、首都警察管区のマールバラ・ストリート警察裁判所において、〔被疑者名〕は、私すなわち上記の警察裁判所に出席する首都警察裁判所治安判事の一人である郷土ペレグリン・ピンガムの面前で、私により私の前で尋問された信用できる証人である〔証人名〕による、〔被疑者名〕が在廷する審理中に行われた宣誓に基づいて、単純窃盗について有罪と決定された。すなわち、西暦1847年12月8日、ミドルセクス州セント・パンクラス教区において、また当該首都警察管区内において、上記の治安判事である私の見解によれば14歳を超えない年齢である当該〔被疑者名〕は、〔被害者名〕の動産であるところの2シリング6ペンスの価値の一足の靴を、重罪として盗み、持ち去った。そして当該〔被疑者名〕は、現女王陛下の治世第11年に制定された「少年犯罪者の審理と処罰の迅速化に関する法律」と題する議会制定法の規定に基づいて、略式手続で処理された事件に不服の申立てを行わなかった。当該治安判事である私は、当該〔被疑者名〕をその犯罪につき上記の州および管区のウェストミンスター懲治院に2日間投獄して重労働に処し、かつ投獄に加えて非公開の場での1回のむち打ちを科すことを判決する。最初に記載した年月日に、私の署名捺印による。治安判事の署名印」

当該請求番号の史料は、横長の紙の書類が束状に綴じられており、保存状態は良好ではないが、文面の判読はおおむね可能である。一冊の綴りの中には、首都警察管区の各警察治安判事裁判所における略式手続に基づく

有罪決定の書類がまとめられている。作成される書類の文面は、警察治安判事裁判所ごとに若干異なっているが、次のような共通点が見られる。定型的な文面はすでに印刷されており、事案ごとに異なる事実関係（事件および判決の年月日、被疑者名、証人名、治安判事氏名、盗品の物品名、その価値、刑罰（投獄の日数および投獄する場所）のみを、空欄（上述史料の下線部）に手書きで記入する形になっている。なお一部の警察治安判事裁判所の書式では、「1回のむち打ち」に関する部分は印刷されておらず、手書きで書き加える体裁のものもある。すべての書類において治安判事の署名と捺印があるが、治安判事の署名の筆跡と、書類の本文の筆跡は異なっている。

本件史料では、実際に書類に記入をしたのか誰であるか、その記名がないため特定することができないが、治安判事裁判所書記か治安判事の補佐官により記入されたと推定することができる。

1839年の警察治安判事裁判所法は、陪審によらない略式手続による刑事事件とくに窃盗事件の審理を促進するために、警察治安判事裁判所を設置し警察治安判事の定員を規定した。警察治安判事は、18世紀までの伝統的な名望家層出身の治安判事とは異なり、一定の実務経験のある法廷弁護士から任命された。この警察治安判事は、本来は陪審審理により処理されるべき重罪事件について、制定法上の規定に基づいて略式手続で処理する権限を付与されていた。

本件史料にみられる事例では、盗品の価値の評価と、量刑において、裁判担当者の裁量の余地があるものの、大半の事例が既定の書式を補充するだけの形で処理されており、また量刑も、一部に1ヶ月ないし2ヶ月の例が見られる他は、1日、2日、3日、7日の投獄が中心であることから、その裁量が実際に行使された範囲は大きくないといえる。少なくとも、治安判事の書記官または補佐（官）が裁判手続に具体的に関与しているとみることはできないといえる。

(4)19世紀後半の四季裁判所および治安判事裁判所における実務

ロンドン首都公文書館所蔵の関係史料のうち、請求番号 MJ/SB/B は、四季裁判所および小治安判事裁判所における手続きの記録である。1870年代及び1880年代の記録の内容の大部分は、刑事裁判に関する記録と、道路拡張に関する手続の記録であり、司法上及び行政上の両方の記録を含んでいる。史料は基本的には手書きである一方で、定型文を印刷したひな形に書き加える形の史料も少なからず見られる。この時期の史料に見られる大きな特徴は、司法上、行政上の史料のいずれにも治安判事の氏名の記載がなく、治安書記裁判所書記の名義で命令・決定が行われていること、治安判事裁判所書記は自ら署

名しておらず、サインを形どった印が押されていること、このこと及び書類の筆跡から、実際の記録者は別人であると見られることである。

1889年のミドルセクス州の四季裁判所において、被告人の投獄を命じる文書の一例は次の通りである。

「下記に記載する者を女王陛下のペントンビル刑務所に収容し、各々の氏名の横に示す期間、重労働に付かせることを命令する。

氏名 犯罪名 刑期 刑期の起算日

裁判所の命令により (By the Court)

〔治安判事裁判所書記のサインの押印〕

治安書記」

四季裁判所では、救貧行政に関する紛争処理も、刑事事件の処理と並んで行われた。ここでも、文書が治安判事裁判所書記の名義で作成されているが、上記の例とは異なって、治安判事裁判所書記の押印がなく、扱いが異なっている。この点に関しては、この文書が誰によって作成されたのかについて、すなわち、治安判事裁判所書記のサインが押印されている場合としない場合の区別の理由について、さらに検討する必要がある。

1879年のミドルセクス州四季裁判所において、救貧法に基づく貧民の移送に関する紛争の上訴を処理する文書の一例は次の通りである。（以下の史料中、下線部は空欄に手書きであることを意味する）

「ミドルセクス州で開廷したこの治安判事裁判所において、ミドルセクス州のホルバーン教区連合の貧民監督官は、去る8月19日付の〔貧民名〕のミドルセクス州のエドモントン教区連合から彼女の最後の合法的定住権が所在する上述のホルバーン教区連合の移送に関してミドルセクス州の2名の治安判事ジェームズ・エイビスおよびヘンリ・マスケが署名押印した命令に対する請願と上訴を行った。

当該上訴並びに両当事者、弁護士および証人の主張の審理に基づいて、当該上訴は認容され、当該治安判事の命令は取り消される。

〔後略〕

裁判所の命令により

治安判事裁判所書記」

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔学会発表〕（計1件）

小室輝久、「イングランドにおける治安判事書記の役割」法史学研究会第182回例会、2016年11月18日、明治大学（東京都千代田区）

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

小室 輝久 (KOMURO, Teruhisa)

明治大学・法学部・准教授

研究者番号：00261537